

常設人権相談所

毎週月～金曜日 8:30～17:15（休日を除く）
 〇山口地方法務局岩国支局 ☎0827-43-1125

特設人権相談所

10月5日(火) 9:30～12:00（橘総合センター）
 〇福祉課 民生福祉班 ☎77-5505

児童巡回相談

10月25日(月) 10:30～16:30（たちばなケアプラザ）
 定員3人（要予約・先着順）
 〇福祉課 民生福祉班 ☎77-5505

休日在宅当番医 9:00～17:00

9月23日(木) 橘医院	☎77-1000
9月26日(日) おげんきクリニック	☎74-2490
10月3日(日) 橘医院	☎77-1000
10月10日(日) 安本医院	☎73-0822
10月17日(日) 山中クリニック	☎72-0152

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直医が対応しています
 大島病院 ☎74-2580／東和病院 ☎78-0310

ちよび塩の日PR活動

10月7日(木) 17:00～19:00(Wants周防大島店)
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504

育児相談

9月21日(火) 10:00～11:30
 (久賀福祉センター)
 9月30日(木) 10:00～11:30
 (しまとびあスカイセンター)
 10月8日(金) 10:00～11:30 (日良居庁舎)
 10月19日(火) 10:00～11:30
 (久賀福祉センター)
 〇子育て世代包括支援センター Ohana ☎73-5511

こころの相談会

10月7日(木) 10:00～12:00(久賀福祉センター)
 〇健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504 (要予約)

認知症相談

10月7日(木) 9:00～16:00 (日良居庁舎)
 〇地域包括支援センター ☎73-5506

出張年金相談

毎月第3火曜日 (久賀総合センター)
 10:00～12:00 / 13:00～16:00
 ※要予約 (予約は相談希望日の前月1日から受付)
 ※持参の必要なものがあります。詳しくはお問い合わせください。
 〇岩国年金事務所 ☎0827 (24) 2222



美容医療サービスは
クーリング・オフできる？

【相談】

昨日、『10万円の全身脱毛』というSNSの広告を見てクリニックへ行ったところ、「別コースの方が効果が高い」と70万円の医療脱毛を勧められ契約してしまった。高額なので解約したい。

【アドバイス】

医療脱毛は、期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合はクーリング・オフの適用があるため、すぐにハガキで契約解除通知をするよう助言した。

【ワンポイント講座】

特定商取引法では、一定の条件を満たす長期・継続的なサービスを特定継続的役務提供として定めています。医療脱毛などを含む一部の美容医療サービスは、期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合は、特定継続的役務提供に該当し、契約書面を受け取った日を1日目として8日間はクーリング・オフが可能です。

クーリング・オフの通知（契約解除通知）は、ハガキ等の書面で行います。両面をコピーして控えを取り、「特定記録郵便」など、発信の記録が残る方法で送付しましょう。

【相談窓口】

柳井地区広域
消費生活センター
☎0820-22-2125
山口県
消費生活センター
☎083-924-0999
消費生活上の不安や心配を感じたら消費生活センターにご相談ください。